



# 平成28年大雨災害からの復旧・復興緊急対策(改訂版(案))

## 基本方針

- 8月の台風7号をはじめとし、台風・低気圧・前線などにより発生した一連の記録的な大雨による甚大な被害により、各地に大きな影響が生じている。このため、「**公共施設の復旧**」、「**産業被害からの再生**」、「**地域の再建**」の3本柱により、復旧・復興を早急に進めていく。
- また、国、市町村との連携を一層強化することとし、**激甚災害制度**、**査定前着工制度**、**災害救助法適用**などあらゆる手段を活用することにより、迅速に対応を進めていく。
- 今回取りまとめた道の緊急対策に加えて、国や市町村などと十分連携しながら**北海道が一体となって迅速かつきめ細やかに復旧・復興を進めていく。**

### 道の緊急対策の規模

約 **1208** 億円

- ※うち4定補正追加分約 **143** 億
- ※うち3定補正分約 **651** 億
- ※うち既決予算分約 **4** 億
- ※うち融資枠分 **410** 億

## 被害状況

- **人的・住家被害**  
死者 4名、不明者 2名、  
重傷 2名、軽傷 11名  
全壊 24件、半壊 53件、一部損壊 615件  
床上浸水 315件、床下浸水 875件
- **産業被害**  
農業 40,258ha、3,718棟  
水産 1,934件、林業 477件  
商業 434件、工業 145件
- **道路・河川等被害**  
堤防決壊 国管理 4件、道管理 5件  
河川氾濫 国管理 5件、道管理 74件  
道路土砂災害  
  国道 24路線 31区間  
  道道 96路線 136区間  
鉄道不通 根室線、石勝線
- **流木被害**  
要処分量 約13万m<sup>3</sup>

※10月3日時点の各台風等による被害の合計  
(今後、状況に応じて取組を追加)

## 復旧・復興に向けた緊急対策の主な取組

### 公共施設の復旧

対策規模：約681億円(うち4定補正追加分約131.3億円)

■ 道民の皆様が一日でも早く安心して、もとの生活を取り戻していただくためには、日常生活や産業活動の基盤となるインフラを早急に復旧し、産業再生や地域再建を図っていくことが重要であり、これまでの応急対応等に加えて、治水施設をはじめ、道路などの交通網、農業用施設、漁港、林道、治山、学校施設などの被災した公共施設の復旧を重点的に進めるため、国の補助事業・道単独事業を実施する。

### ● 河川氾濫や堤防決壊箇所の早期復旧

凡例 ④:4定補正(一部補正も含む)  
○:既決予算(金額は現時点での対策に係る見込額)

- ④ **公共土木施設災害復旧事業費(河川、砂防、海岸)** 37,554百万円【建設部】  
被災した河川、砂防、海岸施設の復旧を行う。 (うち4定補正分11,311百万円)
- **単独現年発生災害復旧事業費等(河川、砂防、海岸)** 13,140百万円【建設部】  
被災した河川、砂防、海岸施設の小規模な復旧や流木処理、河道掘削など機能回復に向けた維持補修を行う。

## ●道路や鉄道などライフライン機能の早期復旧

- ④公共土木施設災害復旧事業費(道路、下水道、公園) 5,946百万円【建設部】  
被災した道路、橋梁、下水道施設、都市公園施設の復旧を行う。(うち4定補正分85百万円)
- 単独現年発生災害復旧事業費等(道路) 4,454百万円【建設部】  
被災した道路施設の小規模な復旧や機能回復に向けた補修等を行う。

## ●農業用施設の復旧

- 耕地災害復旧事業費(農業用施設) 1,865百万円【農政部】  
被災した用排水路や農道など農業用施設の復旧を行うとともに、市町村等の復旧の取組を支援する。

## ●漁港・海岸施設の復旧

- 漁港整備事業費 101百万円【水産林務部】  
航路浚渫、道路法面崩壊箇所の復旧を行う。
- 漁港海岸保全特別対策事業費 16百万円【水産林務部】  
緩傾斜護岸の補修等を行う。
- 漁港災害復旧事業費 958百万円【水産林務部】  
離岸堤等の復旧を行う。
- 漁港単独現年災害復旧事業費 98百万円【水産林務部】  
漁港施設の補修等を行う。

## ●林道・治山施設等の復旧

- ④林道災害復旧事業費 1,151百万円【水産林務部】  
被災した林道施設の復旧を行う。  
(うち4定補正分599百万円)
- ④治山施設災害復旧事業費 1,516百万円【水産林務部】  
被災した治山施設の復旧整備を行う。  
(うち4定補正分1,025百万円)
- 緊急治山事業費 706百万円【水産林務部】  
溪岸、山腹崩壊など荒廃林地の復旧整備を行う。
- 小規模治山事業費 382百万円【水産林務部】  
国庫補助の対象とならない荒廃林地の復旧整備を行う。

## ●学校施設の修復

- 校舎等局部改修費 55百万円【教育庁】  
浸水・フェンスの倒壊等学校施設被害の復旧を行う。

## ●庁舎施設等の修復

- ④北海道地方競馬特別会計 106百万円【農政部】  
被災した門別競馬場の施設復旧及び安全対策強化を行う。
- 庁舎等維持営繕費 10百万円【総務部】  
屋根・外壁の損傷等庁舎施設被害の復旧を行う。

## ●交通安全施設等の復旧

- 交通警察費等 50百万円【警察本部】  
警察施設や車両、標識など交通安全施設等の復旧を行う。

## ●自然公園施設等の復旧

- 自然公園等整備費 33百万円【環境生活部】  
天人峡園地歩道の崩落への対応などを行う。

- 作物の冠水や農地への土砂流入、漁港施設の破損、流木被害など本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、査定前着工制度を活用するなどして、農地や農業共同利用施設、漁場、森林等の復旧等を早急に行うとともに、低利融資や経営相談により観光・商工事業者をはじめとする中小企業者などの被災からの復旧と経営安定化を支援する。

### ● 甚大な被害を受けた農地等の復旧・農業の復興支援

- ④ **被災農業者向け経営体育成支援事業費** 769百万円【農政部】  
個人施設等の復旧費用を支援する。
- **普及活動推進事業費** 48百万円【農政部】  
被災農家に対する被害軽減を図るための技術指導等を行う。
- **農業共同利用施設災害復旧事業費補助金** 2,670百万円【農政部】  
農産物処理加工施設など共同利用施設の復旧費用を支援する。
- **耕地災害復旧事業費(農地)** 5,783百万円【農政部】  
堆積土砂や流木の除去など被災農地の復旧を行うとともに、市町村等の復旧の取組を支援する。
- **単独農地防災管理費** 63百万円【農政部】  
地すべり防止施設や海岸保全施設の復旧を行う。

### ● 水産施設の復旧

- ④ **水産施設災害復旧事業費** 342百万円【水産林務部】  
被災した水産施設の復旧費用を支援する。
- **漁場単独現年発生災害復旧事業費** 11百万円【水産林務部】  
漁場施設の復旧を行う。
- **漁業近代化資金** 融資枠10億円(新規)【水産林務部】  
被害を受けた漁業者等が行う施設整備などを支援し、早期復旧と経営の安定化を図る。

### ● 森林の復旧

- **森林環境保全整備事業費** (－)【水産林務部】  
風倒被害を受けた森林の復旧を行う。
- **造林単独事業費** 18百万円【水産林務部】  
施業道損壊箇所の復旧を行う。

### ● 観光・商工事業者の早期復旧への支援

- ④ **観光入込対策の展開** 約1億円【経済部】  
被災した観光地の回復状況などの正確な情報発信を行う (うち4定補正分30百万円) とともに、宿泊キャンセルなどの影響を受けた道内観光地への誘客促進と旅行需要の早急な回復を図るため、北海道観光振興機構や観光事業者などと連携してプロモーションを行うなど切れ目なく対策を実施する。
- **中小企業総合振興資金** 融資枠400億円(既決)【経済部】  
「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」を適用し、被害を受けた観光・商工事業者をはじめとする中小企業者に対し、金融機関を通じて低利融資を実施し、早期復旧と経営の安定化を支援する。
- **中小企業等経営・金融相談室の設置** 【経済部】  
本庁及び各振興局等に特別相談窓口を設置するほか、移動相談会を開催するなど融資制度をはじめとした様々な支援策を紹介するなど相談対応を行う。

## 流木被害への対応

- 海岸漂着物地域対策推進事業費 761百万円【環境生活部】  
海岸に漂着した流木の処理を行う。
- 漁港施設災害関連事業費 28百万円【水産林務部】  
漁港海岸保全区域の流木の処理を行う。
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費 490百万円【建設部】  
海岸保全区域の流木の処理を行う。
- 単独現年発生災害復旧事業費(河川、砂防、海岸)の内数 1,258百万円【建設部】  
河川・砂防施設の流木の処理を行う。
- 耕地災害復旧事業費の内数 (一)千円【農政部】  
農地の流木の処理を行う。
- 地域づくり総合交付金(特定課題対策事業) 100百万円【総合政策部】  
市町村が行う海岸へ漂着した流木の処理経費への支援する。  
※今回の被害への対応のため、補助率を嵩上げ(1/2→10/10)するなど制度を拡充。

## 地域の再建

対策規模：約5億円(うち4定補正追加分約0.3億円)

- 住宅や福祉施設等の損壊や浸水など生活基盤等に大きな被害を受けた方々の生活再建を図るため、見舞金の支給、災害援護資金の貸付などを行うとともに、福祉施設や道営住宅などの早期復旧を進めていく。
- また、災害支援職員や応急対応等に係る技術職員を被災地域に派遣するなどして市町村と一体となって地域の再建を進めていく。

### ●生活再建の支援

- ④防災対策諸費 25百万円【総務部】  
被災世帯に対して災害見舞金を支給する。
- 災害援護資金貸付金 65百万円【保健福祉部】  
被災世帯に対して災害援護資金の貸付を行い、家屋の復旧等を支援する。
- 社会福祉施設整備事業費 169百万円【保健福祉部】  
社会福祉施設などの災害復旧に係る経費を支援する。
- 既設公営住宅災害復旧事業費 10百万円【建設部】  
床上浸水などの被害を受けた住宅の早期復旧を行う。
- ボランティアツアーの実施  
民間旅行会社を中心となり、被災地域に向けた災害ボランティアツアーを実施。

### ●市町村等に対する支援

- 災害救助補償金(災害救助法) 223百万円【保健福祉部】  
避難所の設置経費など支援する。
- 地域づくり総合交付金(特定課題対策事業)(再掲) 100百万円【総合政策部】  
市町村が行う海岸へ漂着した流木の処理経費へ支援する。
- 道職員の派遣等による支援(住民等へのメンタルケア含む)
  - ・災害支援職員 8市町46人 ・水道・廃棄物 3町37人
  - ・道路・河川・建築物 3町18人 ・振興局 149人
  - ・保健師 2町 4人 ・スクールカウンセラー